

## 労働法セミナー開催

1月25日(金)今年度最後の労働法セミナーを開催しました(場所:大通商店街協同組合リリオ 一般参加者30名)。盛岡労働基準監督署 労働基準監督官 塩見友樹氏より労働基準法の基礎的な内容について、事例を交えた講義が行われ、終了後の質疑応答では数名の方からの質問に対して、丁寧に回答していただきました。



### こんな時はぜひ相談を!

○解雇と思っていたら、自己都合退職とされた。

→解雇予告を受けた時は「解雇理由証明書」に記入してもらうこともできます。

○就業規則や労使協定の内容を見ることができない。

→法令等の周知義務:労働者への周知が必要、見ることができない状態は違反です。

○年次有給休暇が使えない。

→口頭での請求はトラブルの元となるため、必ず書面で請求してください。その際、休暇理由の記入は不要です。

### 質疑応答

? 年次有給休暇を買い取ってもらうよう交渉したが、規定がないと断られた。

Answer  
買取は原則禁止です。積極的に休みましょう。

? 有給休暇は就業規則で1年ごとに消滅すると言われました。

Answer  
労働基準法の規定で年次有給休暇の請求権の時効は2年です。

? 有給休暇を40日のこし退職したが、今から交渉できますか?

Answer  
退職すると消滅してしまいます。在職中に休むようにしましょう。

? 社内の雰囲気が定時に帰宅できる状態ではありません。

Answer  
会社から指示され拘束されているのであれば、残業手当は支払う義務があります。指示がなければ、しっかり帰って自分の意思を示すことが大切です。

講師:盛岡労働基準監督署 労働基準監督官 塩見 友樹氏

### お知らせ

わかもの支援コーナーでは、セミナー予定や各種相談機関などのお役立ち情報を提供していますが、採用の報告に来ていただいた方に、メッセージカードへの記入をお願いし、室内に掲示しています。仕事探しをする皆さんへのエールです。ぜひご覧ください。



ハローワーク盛岡菜園庁舎  
わかもの支援コーナー  
盛岡市菜園1-12-18  
盛岡菜園センタービル2F  
電話 019-908-2060